

「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度の開始について

令和2年2月5日

京都府新型コロナウイルス

感 染 症 対 策 本 部

（商工労働観光部中小企業総合支援課）

（担当：金融・経営支援担当 075-366-4357）

京都府及び京都市では、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げ等の減少、又は原材料費等の高騰により業況が悪化している中小企業者等の経営を支援することを目的として、令和2年2月6日から「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を開始します。

<新型コロナウイルス対応緊急資金の概要>

融資対象者	京都府内に事業所等があり、府内で6か月以上継続して同一事業を行っている事業者で、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者等 (1)直近1箇月間の売上高等が前年同期と比して10%以上減少している者 (2)直近1箇月間の原材料費等が前年同期と比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者
融資期間等	運転資金10年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可)
融資限度額	有担保2億円、無担保8,000万円
融資利率	年1.2% (固定金利)
受付機関	京都府制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工組合中央金庫
実施期間	令和2年2月6日から令和2年9月30日まで (予定)
本制度に係る問い合わせ先	京都府商工労働観光部中小企業総合支援課金融・経営支援担当 TEL: 075-366-4357

